

日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）

令和 年 月

消費者庁食品表示課

目次

1	背景	2
2	目的	3
3	定義	3
4	ガイドラインの範囲	3
5	基本的な表示方法	4
(1)	様式	4
(2)	食品単位	4
(3)	栄養成分等の量	5
(4)	栄養素等表示基準値に占める当該量の割合	5
(5)	表示位置	5
(6)	様式に用いる文字	6
(7)	様式に用いる色	6
(8)	日本版包装前面栄養表示の例	6
6	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い	7
(1)	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲	7
(2)	摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点	8
7	その他	8

1 背景

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項において、その基本理念は「販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。」と示されている。これを踏まえて、2015（平成 27）年から容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示（以下「栄養成分表示」という。）が義務付けられ、栄養成分表示は消費者のふだんの食生活において利活用されている。

一方で、消費者庁が実施した「令和 4 年度食品表示に関する消費者意向調査」では、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は約 7 割にとどまっている。また、知っていると回答した者の中で、ふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない者の割合は約 4 割となっており、消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくする取組が求められている。

現在の栄養成分表示は、食塩相当量の少ない食品を比較できることなどにおいて役立っているものの、消費者に適切な食品の選択を促す食環境づくりの観点から適正体重の維持、食塩摂取量の減少等の取組を一層促すためには、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握した上で、栄養成分表示をより利活用できるようにすることが必要となる。

こうした中、2024（令和 6）年度に「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」（以下「健康日本 21（第三次）」という。）が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されている。これを好機として、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えている。また、望ましい栄養・食生活の形成に対する関心の高まりから、諸外国では、栄養成分表示に加え、包装前面に栄養に関して分かりやすく消費者に訴求する表示を導入する動きが活発化している。このような動向を背景に、WHO（世界保健機関）は 2019（令和元）年に、コーデックス委員会は 2021（令和 3）年に、それぞれ包装前面栄養表示ガイドラインを公表している。これらのガイドラインでは、包装前面

栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであるべきであること及び各国で政府が推奨する包装前面栄養表示は一つだけであるべきことが規定されている。

2 目的

日本版包装前面栄養表示ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）では、食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導入するための一般的な取扱いやその望ましい在り方を示す。本ガイドラインを参考とした包装前面栄養表示の取組を通じて、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待される。

なお、本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。

3 定義

日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の消費者がを見つけやすい箇所に、消費者庁が示す様式を用いて栄養成分等を表示する取組である。本取組は、当該食品の1食分当たりの熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものである。

日本版包装前面栄養表示の対象となる栄養成分等は、我が国の健康・栄養政策である健康日本 21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものとしている。熱量並びにエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質及び炭水化物の量は消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、若年女性のやせ及び低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性がある。また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報である。

4 ガイドラインの範囲

日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分が適切に設定できるものを想定している。この場合の1食分の量は、通常、消費者が当該食品を1回に摂取する量として、食品関連事業者等が定めた量とする。

日本版包装前面栄養表示は、日本人の食事摂取基準（2025年版）の18歳以上の成人の推奨量等を基にした栄養素等表示基準値を用いることから、例えば、

18 歳未満の子供向けに製品設計されている食品において、日本版包装前面栄養表示を導入する際には留意が必要である。また、コーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいて対象外として位置付けられている食品を参考にし、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）における特別用途食品のうち病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）における酒類については、日本版包装前面栄養表示においても範囲外とする。

5 基本的な表示方法

（1）様式

消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、図 1 のとおりである。本様式は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の文字並びにそれぞれの数字を記載する枠内に加え、枠外上段「1 食分（〇〇）当たり」及び枠外下段「%は 1 日の摂取目安に対する割合」の文言で構成している。当該様式を参考にして、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に表示する。

1食分(1袋)当たり				
エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
301kcal	11.3g	16.3g	27.9g	1.9g
14%	13%	23%	9%	27%

%は1日の摂取目安に対する割合

図 1. 消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式

（2）食品単位

日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位の設定については、当該食品の 1 食分とし、当該 1 食分の量（例：〇本、〇袋などの個数又は〇 g などの重量等）を併せて表示する。

なお、当該 1 食分の量については、消費者が当該表示を利活用しやすい食品単位となるように、〇本、〇袋などの個数とすることが望ましい。食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましいが、困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の 1 食分とする。

また、食品単位については、横向きの場合は、日本版包装前面栄養表示の様式

の左上に表示することを原則とするが、困難な場合は、同様式の近接した箇所に表示する。この場合においても、日本版包装前面栄養表示の様式と食品単位は必ず容器包装上の同一面に表示する。

(3) 栄養成分等の量

日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、栄養成分表示と同様に販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示の値と一致させることが望ましい。ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を摂取時の状態における栄養成分等の量とすることが可能である。この場合の考え方については、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」を参照すること。

(4) 栄養素等表示基準値に占める当該量の割合

栄養素等表示基準値は、日本人の食事摂取基準（2025 年版）の 18 歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値であり、1 日当たりの栄養素等摂取量の目安である。当該基準値は、食品表示基準別表第 10 に規定されており、エネルギー 2,200kcal、たんぱく質 85 g、脂質 70 g、炭水化物 320 g、食塩相当量 7.0 g である。

栄養素等表示基準値に占める当該量の割合は、前述の「(3) 栄養成分等の量」に基づいて表示した栄養成分等の量を栄養素等表示基準値で除した値である。

栄養素等表示基準値に占める当該量の割合（％）

$$= \left[\text{「(3) 栄養成分等の量」に基づいて表示した当該栄養成分の量} \right] \div \left[\text{当該栄養成分の栄養素等表示基準値} \right] \times 100$$

なお、日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合の表示方法については、消費者の視認性確保の観点等から、小数第 1 位を四捨五入して整数で表示する。ただし、四捨五入して栄養素等表示基準値に占める割合が 0 % となる場合は、「< 1 %」や「1 %未満」と表示することが望ましい。

(5) 表示位置

日本版包装前面栄養表示の表示位置は、食品の容器包装の前面であり、主要面

(通常、商品名が記載されている面)を原則とする。ただし、容器包装の前面が明らかでないものやスーパーマーケット等で食品を陳列した状態において容器包装の前面が見えにくくなることが想定されるものについては、消費者が食品を選択する際に、容器包装の見つけやすい箇所に表示する。

(6) 様式に用いる文字

日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示に該当しないが、視覚的に目立たせた表示である。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の文字の大きさを他の栄養成分等と比較して大きくするなどの表示は適切でない。したがって、日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大きさ及びフォントにおいては、栄養成分等の名称、量及び栄養素等表示基準値に占める当該量の割合のそれぞれについて統一して表示すること。

日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字については、日本産業規格 Z8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字であることが望ましい。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあっては、日本産業規格 Z8305 (1962) に規定する 5.5 ポイントの活字以上であることが望ましい。

(7) 様式に用いる色

日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示に該当しないが、視覚的に目立たせた表示である。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の色を他の栄養成分等と異なる色にすることなどの表示は適切でない。日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色であって、単色で表示すること。

(8) 日本版包装前面栄養表示の例

日本版包装前面栄養表示の例は、図 2 のとおりである。

なお、ペットボトルなどの縦長の容器包装においては、消費者における日本版包装前面栄養表示の利活用のしやすさの観点から、日本版包装前面栄養表示を縦向きに表示することが可能である。

例：横向き

1食分(1袋)当たり

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
301 kcal	11.3g	16.3g	27.9g	1.9g
14%	13%	23%	9%	27%

%は1日の摂取目安に対する割合

例：縦向き

1食分(1袋)当たり

エネルギー	301 kcal	14%
たんぱく質	11.3g	13%
脂質	16.3g	23%
炭水化物	27.9g	9%
食塩相当量	1.9g	27%

%は1日の摂取目安に対する割合

図2. 日本版包装前面栄養表示の例

6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い

(1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲

販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲は、次のとおりである。

- ・ 水で抽出するもの（例：茶葉、コーヒー豆等）
- ・ 水で希釈するもの（例：濃縮ドリンク等）
- ・ 水で塩抜きするもの（例：塩蔵わかめ、塩蔵くらげ等）
- ・ 湯切りするもの（例：カップ焼きそば、生麺等）
- ・ 一般的に牛乳等の単品を加えるもの（例：ココア、シリアル等）

これらの食品については、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましい。この場合は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の設定根拠が消費者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管すること。

(2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点

前述の「(1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」に示した食品において、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合は、消費者が摂取時の状態における表示であることを認識できるよう、以下の点に留意すること。

- ・ 摂取時の状態であることが分かる食品単位を表示する。
- ・ 調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示する。

なお、調理に用いる食品の種類やその量が分かる調理方法については、日本版包装前面栄養表示の様式中又は様式の近接した箇所に表示することを原則とする。

7 その他

消費者庁が2024（令和6）年度に実施した「加工食品における栄養成分等の表示実態調査」において、栄養成分等を容器包装の前面に表示している食品は、調査対象の食品のうち約16%であった。これらの食品関連事業者等の自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するものであると考えられる。したがって、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については当面の間、維持できることとするが、食品関連事業者等においては、本ガイドラインを参考にした取組を積極的に推進することが期待される。

2024（令和6）年度に健康日本21（第三次）が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されている。本ガイドラインは食品表示基準に位置付けないガイドラインではあるものの、本ガイドラインを参考にした取組は、栄養成分表示を一層利活用しやすくするための取組の一つであり、地方公共団体における消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりの一助になると考える。そのため、地方公共団体においては、食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の導入及び消費者の利活用を推進することが期待される。

消費者庁においては、我が国における健康・栄養政策の動向、諸外国等における包装前面栄養表示の法的な位置付け等を注視しつつ、本ガイドラインが健康・栄養政策に即している内容であるかを定期的に確認していく。また、食品関連事業者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者や食品関連事業者等の双方にとって、分かりにくい考え方等があ

る場合には、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しを検討する。さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組における表示を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの可否を検討する。